

事務所ニュース

労働保険事務組合
第一労務協会

京都市西京区嵐山宮ノ北町8番18
TEL. (075) 864-3336
FAX. (075) 864-3367 〒616-0025

社会保険労務士 光木事務所

スポット

「お家芸産業」が総崩れの危機 労使協調で生活基盤を守れ

平成二〇年度第3四半期のGDPは、年率換算二ケタ台のマイナスとなりました。大企業が相次いで決算予想を赤字に修正し、経済情勢は厳しさを増しています。

GDPの落ち込みは、世界的な景気後退の波が輸出主導の日本経済を直撃したからで、自動車や電子部品などの輸出が急減しています。円高の影響もあり、産業によって経済危機の影響も大きく異なるようです。

「資本主義の自壊」などということはも聞かれます。資本主義・商品経済では、常に「消費欲の刺激」が課題になってきました。日本は、海外から石油や食料を買わないと暮らしが成り立ちません。これは、生活

上の必要に根ざす欲求です。

しかし、日本が輸出する自動車や家電などは、常に「消費欲を刺激」し続けないと売れないようです。そのギャップが、輸出・輸入バランスの急激な悪化という結果となって現れました。

日本の「輸出品」のなかで異色なのは、発展途上国向けの中古自動車、中古家電等です。まだ十分使えるモノを大量に国外に流していたのですから、その気になれば「買い控え」を数年続けることも可能かもしれません。先進国が皆そういう状態なら、景気が上向くのはまだ大分先になりそうです。経済の減速は、スローライフへの回帰に向けた契機になり得ます。そ

ういう意味では、今、「ワーク・ライフ・バランス」という問題を改めて考えてみる好機ともいえます。しかし、政財界がまとめた「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」でも、目指すべき目標として「健康で豊かな生活のための時間が確保される社会」「多様な働き方・生き方が選択できる社会」と並んで、「就労による経済的自立が可能な社会」を挙げています。

やはり、経済的条件が整わなければ、豊かな生活の実現はあり得ません。そのために、来るべき賃上げ交渉のテーブルでも、労使が「社業の再建」を共通の利益として再確認しあう必要があります。

2009

4

60歳代後半の在職老齢

知って得する



賃金実務

六〇歳代前半層の場合、やる気を喚起するために高齢者の賃金をアップさせても、在職老齢年金の仕組みがあるために、思うように収入増加につながりません。

六五歳以上の高齢者も、正社員の四分の三以上の時間・日数働いて、高い賃金を得れば、在職老齢年金の仕組みが適用されます。七〇歳に達して厚生年金の被保険者でなくなっても、要件に該当する限りは年金の部分支給給付が続きます。

しかし、六〇歳代前半層と比べると、その影響はずっと限定的です。年金の目減りが少ない分、コ

六五歳以上で働く人にも、在職老齢年金の仕組みが適用されます。しかし、六〇歳代前半に比べれば、支給停止額が少なくなるので、賃金十年金の生活設計もぐっとゆとりが出ます。戦力になる高齢者なら、コストパフォーマンスのよい労働力として、活用する余地が大いにありそうです。

ストパフォーマンスのよい賃金で雇用可能です。

現在、政府は「七〇歳まで働け

基礎年金は満額支給 減額調整の基準も高い

「企業」プロジェクトを推進していますが、六五歳以上の高齢者については、「会社にとって価値のある高齢者」だけを選別して使用する事ができます。会社・高齢者ともに得をするケースも少なくないはずですから、六五歳以降の

高齢者雇用を前向きに検討する価値は少なくありません。

六五歳以降の在職老齢年金の場合、年金額の決定ファクターは次の二種類です。

標準月額給付額(標準月額給付額) + 12
「に相当する額」というのは、

七〇歳に達し、被保険者でなくなつた人の場合です。

標準月額給付額(標準月額給付額) + 12
「に相当する額」というのは、

とおりです。

標準月額給付額(標準月額給付額) + 標準月額給付額(標準月額給付額) × 0.5

ですから、総報酬月額相当額と基本月額の合計が四八万円を超えない限り、年金は満額支給です。超えた場合、超えた分の二分の一が老齢厚生年金からカットされます(老齢基礎年金は調整なし)。

老齢厚生年金が一〇万円の人の場合、月給と賞与の一二分の一の合計が三八万円を超えると年金の調整が始まります。

このほかに、本人の老齢基礎年金(たとえば、六万円としましょう)を丸々受け取ることができず、月当たりの収入五四万円(三八万円 + 一〇万円 + 十六万円)なら、高齢者一人の家計を支えるには十分すぎるでしょう。大部分の六五歳以上高齢者は、在職老齢年金の対象にならない範囲の収入で、継続雇用に同意する可能性が高いといえます。

+12

六〇歳代前半の老齢厚生年金は、報酬比例部分 + 定額部分の全体が在職老齢年金の対象になります。

しかし、六五歳以降は、老齢基礎年金は関係がありません。

在職老齢年金の計算式は、次の